

令和 5年度予算見積調書

課室名: 少子政策課
 担当名: 施設運営・人材確保担当
 内線: 3330 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
S320	施設型給付費負担金		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	施設型給付費負担金	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条			針路	04 子育てに希望が持てる社会の実現	SDGsゴール 4
					分野施策	0402 子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2
1 事業の概要 教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を幼稚園や保育所等に入所させ、児童の健全な育成を図る。			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 保育所等負担金 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童を保育所等に入所させた場合、私立保育所等に限り児童福祉法第55条及び子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。 イ 幼稚園等負担金 子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき教育標準時間認定を受けた児童を施設型給付を受ける幼稚園等に入園させた場合、私立幼稚園等に限り子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。 (2) 事業計画 「埼玉県子育て応援行動計画」において、特定教育・保育施設受入枠(2・3号)を119,744人(平成31年4月1日)から140,595人(令和7年4月1日)に拡大することとしている。 (3) 事業効果 教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成が図られる。 (4) その他 令和4年4月の子ども・子育て支援法施行令改正により、0～2歳児の給付費への事業主拠出金充当割合が16.32%に引き上げられた。(令和3年度は15.44%)					
2 事業主体及び負担区分 子どものための教育・保育給付交付金 国1/2(県1/4)市町村1/4								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用)(款)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)子ども・子育て支援費(積算内容)施設型給付費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	28,852,389						28,852,389	1,710,859
前年額	27,141,530						27,141,530	

事業内訳書

事業名	施設型給付費負担金		
単位事業名	保育所等負担金	予算額	24,649,945千円

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
負担金、補助及び交付金	24,649,945	1,418,398	保育所等の負担金 95,714人分
合計	24,649,945	1,418,398	

単位事業名	幼稚園等負担金	予算額	4,202,444千円
-------	---------	-----	-------------

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
負担金、補助及び交付金	4,202,444	292,461	幼稚園等の負担金、補助金 19,442人分
合計	4,202,444	292,461	